

防ごう、高齢者虐待・障がい者虐待



虐待は、どこでも起こりうる身近な問題です。虐待をしている人に虐待をしているという認識がなかったり、虐待を受けている本人も虐待と認識できなかったりして、被害を訴えられない場合があります。介護などの悩みを誰にも相談できず、気付いたら虐待をしていたという場合もあります。虐待はあってはならないことで、重大な権利侵害に当たります。住民一人一人が虐待に対する認識を深めることが虐待を防ぐ第一歩となります。

虐待には5つの種類があります

身体的虐待

叩く、蹴るなどの暴力行為や、縛り付ける・過剰な投薬によって体の動きを抑制すること。

放棄・放任 (ネグレクト)

食事や入浴など身の世話をしない、必要なサービスや医療を受けさせないなど養護を著しく怠ること。

心理的虐待

威圧的な言葉や態度で脅す、無視、嫌がらせなどによって精神的な苦痛を与えること。

経済的虐待

本人にとって必要な金銭を理由なく制限すること。本人の合意なしに財産や預貯金を使用すること。

性的虐待

本人の嫌がる性的な行為をしたり、その強要をしたりすること。

「介護のつもり」「しつけのつもり」が「虐待」の場合もあります

日常を振り返り、以下のようなことをしていないかチェックしてください。

- 良いことと悪いことを分かってもらうために、叩くなどしてしつけている。
- ベッドに縛り付けたり、薬を過剰に服用させたりして身体拘束、抑制をする。
- 忙しくて入浴や身体を拭くなどの世話をめったにできない。
- おもらししないよう、水分は控えめにしている。
- 仕事などが大変で、空腹状態を長時間我慢してもらうことがある。
- 本人も分からないだろうから、室内のごみや汚物の片づけは後回しにしている。
- 経済的な理由もあり、通院・サービスの利用などは控えている。
- 排せつの失敗を嘲笑したり、人前で話したりすることがある。
- 言うことをきかないので、ついつい怒鳴ったり、ののしったりすることがある。
- 子ども扱いするなど侮辱してしまうことがある。
- 話し掛けに対して意図的に無視してしまう。
- 排せつを失敗したため、下半身を裸にして放置することがある。
- キスや性器への接触、性行為を強要することがある。
- 日常生活に必要なお金を渡していない。
- 本人の財産を無断で売却する。
- 預金通帳などを管理し、本人に無断で使うことがある。

相談をすることで解決の糸口が見つかることもあります。チェックに当てはまる場合や、身近に心配な方がいる場合は下記までご相談ください。

■ **問い合わせ先** 【高齢者】阿久比町地域包括支援センター ☎(48) 1111 (内1127・1128)
 【障がい者】阿久比町障害者虐待防止センター (住民福祉課社会福祉係)
 ☎(48) 1111 (内1121・1122)

